

(平成23年3月9日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認石川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 1 日から 35 年 3 月 6 日まで  
A社に勤務していた期間については、既に脱退手当金が支給された記録になっているが、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後2ページに記載されている女性のうち、申立人の被保険者資格喪失日前後5年以内で受給要件を満たす8人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含め6人に脱退手当金の支給記録があり、当該6人はいずれも資格喪失日から4か月以内に支給決定されていることから、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、オンライン記録上、申立期間に係る脱退手当金の支給額については、法定支給額と一致し、計算上の誤りが無く、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和35年7月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、当時は通算年金通則法(昭和36年法律第181号)の制定前であり、将来の年金受給資格については厚生年金保険単独で計算されていたことから、A社における被保険者期間が36月である申立人が、同社を退職後、申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。